

【国土交通大臣免許：営業保証金は供託の場合】

注：令和6年5月25日以降のフロー

① 関東地方整備局に直接、免許申請書類を提出
(郵送・電子申請のいずれかで提出)



② 関東地方整備局から「副本の表紙」が郵送される

※1. 申請時に副本表紙のコピーと返信用のレターパックが必要
※2. 副本全ては郵送されてこないで、副本をコピーしたものを一式、申請者側で保管しておくこと

↑
審査期間は、申請書を受付した翌日から数えて約90日



③ 申請内容の審査（書類審査・事務所実態調査）



④ 関東地方整備局から申請者宛に「免許通知」が行われる



⑤ 申請者が主たる事務所を管轄する法務局へ営業保証金を供託



⑥ 関東地方整備局に「営業保証金供託済届出書」及び「供託書の原本と写し」を持参して提出（注：郵送での提出はできません）



⑦ 提出が完了すると、その場で、「宅地建物取引業免許証」が交付される



⑧ 免許証を受領後、営業開始

《注 意 点》

- i. ④の「免許通知」時点で、宅建業を営業することはできません。この時点で営業した場合は、宅建業法違反で処罰されます
- ii. ④の「免許通知」から、3ヶ月以内に⑥の「供託済届出書などの提出」を行って下さい。3ヶ月を超えますと、免許取り消しとなる可能性があります。
- iii. 営業開始後、速やかに次の手続を行って下さい。
 - a. 「報酬額表」、「宅地建物取引業者票」を作成し、事務所毎にこれらを必ず掲示して下さい。
 - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先変更届を提出して下さい。この手続は、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。